

令和 8 年 3 月 23 日

関係各位

一般社団法人 健康食品産業協議会

## 「機能性表示食品」適正広告自主基準(第3版)追補 の公表について

平素は健康食品産業協議会<sup>ジャオファ</sup>(JAOHFA)の活動に格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

一般社団法人 健康食品産業協議会(会長 川久保英一、以下 JAOHFA)は、この度「機能性表示食品」適正広告自主基準(第3版)追補」をホームページに公表しましたのでお知らせいたします。

機能性表示食品の広告に関しては、消費者庁から「機能性表示食品の広告等に関する主な留意点」<sup>※1</sup>および「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」<sup>※2</sup>が周知されておりますが、JAOHFAでは、機能性表示食品の広告作成に役立つより具体的な対応マニュアルとして、「機能性表示食品」適正広告自主基準を公開してまいりました(第1版(平成28年4月25日発行)、第2版(令和5年6月2日発行)、第3版(令和7年6月30日発行))。

昨年の第3版は、食品表示基準の一部改正(令和6年8月23日)および機能性表示食品の届出等に関する告示(内閣府告示第三十五号、令和7年3月25日)が発出されたことを受けて、JAOHFA、特定非営利活動法人日本抗加齢協会および公益社団法人日本通信販売協会の3団体協働で作成し、公開、周知したところですが、このたび、公益財団法人日本健康・栄養食品協会を加えた4団体で「機能性表示食品」適正広告自主基準第3版追補」を作成いたしました。追補では、容器包装表示の留意事項として、小容量の飲料のような、主要面の表示面積の小さい商品における表示の適切例を新たに追加しております。

※1. 機能性表示食品の広告等に関する主な留意点(平成27年6月19日)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/150911premiums\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/150911premiums_1.pdf)

※2. 機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針(令和2年3月24日)

[about\\_foods\\_with\\_function\\_claims\\_200324\\_0003.pdf](#)

**【添付資料】**

- ・「機能性表示食品」適正広告自主基準(第3版)追補

— 本件へのお問い合わせ先 —  
一般社団法人 健康食品産業協議会 <https://www.jaohfa.com/>  
〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27  
担当者:梶原 公正競争規約分科会 担当者:前川 Email:office@jaohfa.com

一般社団法人健康食品産業協議会  
 公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
 特定非営利活動法人日本抗加齢協会  
 公益社団法人日本通信販売協会

## 主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」枠囲み表示の追加について

表記の件、消費者に商品の情報を正しく提供するために小容量の飲料など主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」である旨の表示基準を検討してまいりました。今回、新たに『機能性表示食品』適正広告自主基準（第3版）」に下記の内容を追加いたします。

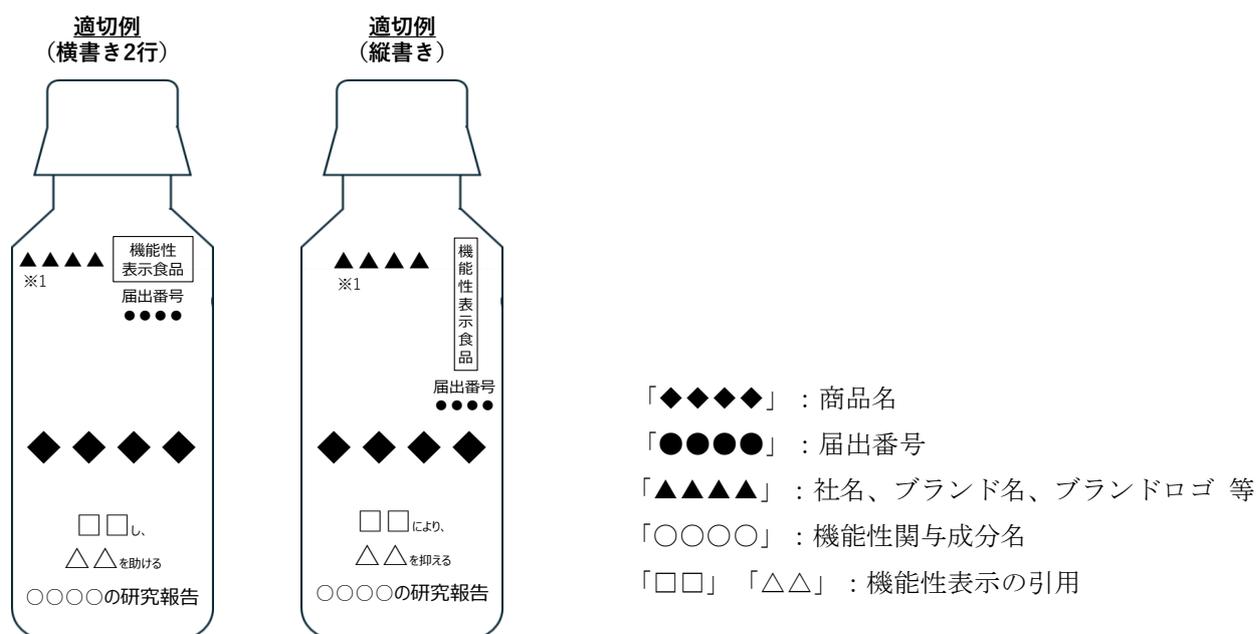
### 【表示基準】

#### 別添資料：主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」枠囲みの表示基準

チューインガムや小容量の飲料など主要面の表示面積が小さい商品においては、「7. 容器包装表示における留意事項」に加えて、次の基準を設ける。

「機能性表示食品」を1行で記載できない場合や1行で記載すると一目で視認できない場合、販売実績があり主要面のデザインを変更すると消費者の商品選択に支障が生じるおそれがある場合は、「機能性表示食品」を横書き2行もしくは、縦書きで表示して差し支えない。「機能性表示食品」を縦書きで表示する場合は、四角枠囲みした「機能性表示食品」の一部がおおむね上部に表示され、近接位置には届出番号のみを表示し他の表示と区別して視認できるよう留意すること。

#### <主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」である旨の適切な例>



※1：「機能性表示食品」の枠囲みの両端直線上に挟まれた領域に表示しないこと。